

窓口受付時間の変更について

1 経緯

- ・ 現在、職員の勤務時間と開庁時間が一致しているため、開庁前の準備行為や閉庁間際の来庁者の事務処理については、必然的に超過勤務が発生することになり、超過勤務を前提とした勤務体系となっている。
- ・ 窓口業務が主体となっている所属においては、業務時間中に部署内全体での打合せ等を行うことが難しい。
- ・ 志木市を始め、他の自治体において開庁時間の短縮の取組が広がる中、朝霞市及び和光市においても令和8年7月からの実施を目指して検討が開始された。

▶ 上記の課題解消のほか、市職員の人材確保の観点から、**本市においても令和8年7月1日から短縮化を実施**

2 実施目的・効果

業務効率化と行政サービスの質の向上

課内の情報共有や集中して業務に取り組むための時間を確保し、業務効率化を図る。

また、窓口受付時間の変更により生み出された時間を、業務改善や他の業務・政策立案に費やすことで、行政サービスの質の向上を図る。

適切な労務管理の実現

労働基準法の観点から課題となっている状況を改善し、より良い職員の労働環境を整備する。

持続可能な行政運営の確立

労働人口の減少に伴い、職員の確保と定着が重要になる中、働きやすい職場環境を作ることで、人材の確保を図る。あわせて、時間外勤務削減による財源確保を図り、安定したサービスの提供につなげる。

3 実施概要

短縮後の受付時間

午前9時から午後4時30分まで

- ・ 庁舎等の開閉扉についても、同時刻に行う。
- ・ 電話についても、この時間内での受付とする。

対象施設

- ・ 本庁舎
- ・ 第二庁舎
- ・ 各出張所
- ・ 保健センター（条例改正）
- ・ 歴史民俗資料館（窓口業務）

※施設利用を目的とした施設（公民館、スポーツ施設等）は除く。

- ※ 引き続き実施に向けた詳細な検討や調整を実施
- ※ 4月から市民等への周知（HP、広報等）を開始

併せて実施

- ・ オンライン申請の更なる拡充や証明書のコンビニ交付の推進等：市役所に行かなくてもできる手続の拡充・周知
- ・ 来庁した場合の利便性向上・効率化について検討（予約制、ワンストップサービス等）：フロントヤード改革の推進について検討